

消防士長 平井 武雄 昭和三四年八月二七日

消防用水利施設 比較的水に恵まれた西條であるが、地域的に不便な場所については、順次消火栓などを設け、昭和四一年現在、貯水池一〇二ヶ所（貯水槽を含む）、打込式消火栓三八ヶ所である。

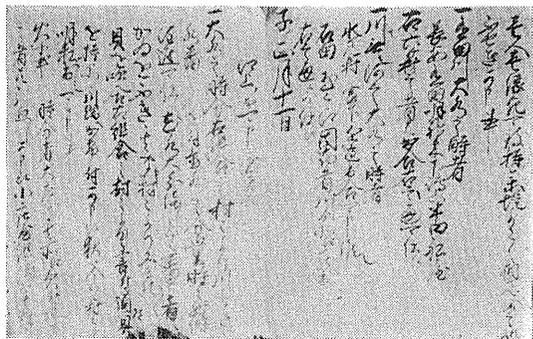
大保木分団には小型動力ポンプが四台、加茂分団には一台備付けられている。

防災会議 昭和三六年災害対策基本法の制定に伴い、総理府に中央防災会議がおかれ、西條市においても、昭和三九年三月、西條市防災会議条例を制定、その制定趣旨である防災計画の作成およびその実施の推進を図るため、一六名の委員からなる防災会議が設置された。

五、水 防

加 茂 川

西條地方を育てた加茂川は、慶長年間に、領主加藤嘉明の計画、施政方針と、奉行足立重信の設計指導、僧常真と木村信近などの協力とによって、水害を防ぐ改修が行われ、土地が開拓され、かつ美田を得、この地方を安住の地たらしめることを得たようであったが、しかし自然の猛威は幾度となく襲采した。



水防計画書（寛政4年 1792）（久門文書）

松平氏時代の水防計画についての記録の一部を記してみると

水番之事

一 加茂川若大水の時分出合申村々

福武、大町、朔日市、北浜、古川、神拜、喜多川、樋之口

右八ヶ村川より東北之堤江不改晝夜可罷出候

中西、安知生、洲之内、中野村、西泉、榎木、坂元

右七ヶ村川より西南之堤江不改晝夜可罷出候

右可致持参道具之事

かま、なた、明俵繩共に

註 西方に西田の地名がないが、これはこの時代には、西田は耕地だけで住む百姓はなく、西田分の庄屋も洲之内村に居住し、西田の土地を差配していたためである。

水小屋 西條〔藩〕誌中野村の記事に、「水小屋、当村の内、蓼原と云處の辺にあり、中西村在所より北に当

り、七、八町も有べし、二間に五間の瓦葺にて、常に松明、あき俵等を入置、加茂川出水の時は、御普請方、御代官などの下役より近所の村役人百姓等、皆爰に集る、水を防ぐの会所也」とあり、現在も水防資材を蔵置する水防小屋が設けられてある。同様喜多川村の条にも、枝在所上喜多川の内に水小屋のあった記事がある。

おやぶ 加茂川その他の川沿の所々に竹やぶがあって、水防資材を得る目的で、番人をつけて保全に当らせたこ

とが伝えられる。徳川時代の記録に「おやぶ」と記され、今もなお「やぶのうち」の地名が各所に残っている。

水越と水吐 西條〔藩〕誌古川村の条に

「水越、堤の中に此名あり、是は加茂川洪水の時、川の東の堤、水溢れ、危く見ゆれば此水越の堤を崩して水を西に分ち、水、御殿を衝突するの患なからしめんが爲也（中畧）」

水吐、と称する地あり、字、喜三右衛門新田の内の堤也、此水吐はかの水越より岐れ入り、沼ひ溢るる水を爰の堤を壊り海へ導き帰せしむる也、此辺の普請精巧を盡したる事にて、来り見て其巧なるを知べし」とある。水越、水吐ともに長さ六九メートル、底を石だたみにして非常時にそなえてあった。

堤防改修、拡張などのために、今ではその所在も認め難いようになり、その名ばかり呼び遺されている。

局新田の水門 明治九年（一八七六）一月一三日加茂川左岸下流の局新田の水戸切払いについての定ができた。

（本文に水吐、水門、水戸と異なる文字を用いてあるが、いづれもみもと読む。）

第一条

一、加茂川堤西手江切レ込ム時ハ当水戸切り水吐カセ可申事

第二条

一、右件之水災有之節ハ古川村、中西村、中野村、洲之内村、西田村、安知生村、西泉村、榎木村、坂元村、禎瑞村役員立会時宜ヲ見合、切拂可申事

但 蓼原通堤切ルル時ハ古川村、中西村、中野村、洲之内村、西田村、安知生村、西泉村、榎木村、坂元村ヨリノ通路絶エ、夫婦堤江廻レバ行程遠キ事ニ付、万一右々ノ役員不揃内、中堤危ク見ユレバ詰合候役

員見切り、切払可申管

第三条

一、切口汐止ハ半折シテ、南方ハ三ヶ小区、北方ハ禎瑞村ヨリ宮繕之管

第四条

一、汐止荒様出来タル上、南北之内何レニテモ出来方粗ニシテ切ルル時ハ、切セタル方ヨリ再度之汐止惣分出来之管

但 本文再度出来者荒方汐止迄之管、再度出来双方合力之上、賃金ヲ切ラセタル方ヨリ弁候管

第五条

一、荒様汐止不整内、片方出来、片方得出来不致切ラセタル事判然タレバ、第四条同様之管。其形勢判然タラサレバ双方協力出来之事

右之通確定候、依テ一村一冊宛規則書取爲換置者也

備

第二大区拾九小区 戸長 伊藤 晴雄

同 廿一小区 戸長 西原 通教

同 廿二小区 戸長 島田 一郎

同 廿三小区 戸長 久門 益太

（戸長の外一二名の氏名省略）

（久門文書、制定当時原本筆写）

喜三衛堤防 神拝村大字古川字喜三衛堤防の防備および仮防の経費は、従来の例、ならびに右の申合などに基いて、協議費として関係地主が負担するものであった。この土地を所有者によって区分すると次の通りであった。(この地域は神戸、橋、神拝三ヶ村にわたる)

区分 地目別	松平頼和所有地		松平家所有を除く土地	
	反別	地価	反別	地価
田	二四四町反四〇二歩	九七、九二九 ^四 五八〇 ^{錢厘}	三三九町反四二二歩	一三三、九七四 ^四 八一 ^{錢厘}
畑	七六八一五	二、〇五六八一〇	二五六二六	三四四六〇〇
耕地計	二五二二二二七	九九、九八六三九〇	三三三三三〇八	一三四、三一九四一〇
宅地	一五九五一	一七、一一七四二〇	七〇二四	七〇二二二〇
合計	二六八二七二八	一二七、一〇三八一〇	三三三三〇二二二	一三五、〇二〇五三〇

こうした計算ではあるが、協議費の配分は松平家とその他の者とに折半する先例となっていた。

明治四四年(一九一一)になりその年分の協議費の負担について、東京に在住する松平家の代人である土地管理者の家従豊田有年^{うねぞう}蔵は、従来の例による額を拒絶し、総経費七百五十円七十二銭一厘に對し、二百五十円の支出を申出たのである。これにつき数回の交渉も遂に不成立となり、止むを得ず、その残額五百円七十二銭一厘は神戸・橋・神拝にわたる地区の松平家以外の地主で負担しなければならぬことになった。

加茂川西堤防水害予防組合 明治四四年一月二六日、喜三衛堤防に關係する地主の会合を開き、前記工事なら

びに協議費負担問題の経過を委細に報告して、将来の方針を審議した結果、明治四一年の法律第五〇号に依って、加茂川西堤防水害予防組合の設置を申請することになった。

この水害予防組合の地区調査について、委員拾名を選定した。委員に選ばれた松平頼和は、代人豊田有年蔵から辞退の届が出されたのみならず、その所有地の内禎瑞全域が組合に加入することを拒絶したのである。

明治四五年六月一三日、関係三ヶ村の村長および委員の代表者三名が松平家の西條私邸(こしていと通称した)で禎瑞地区の組合加入について家従豊田有年蔵と交渉したが、「以前三村長へ不承諾回答の通り」と答えるばかりであった。その理由とするところは、松平家の所有地橋村禎瑞は別に水害予防作業を開始する考えであること、組合に加入した場合、松平家に対して不利益な作業を為されるかもわからないことの二点であった。そこで松平家の不承諾のまま水害予防組合設置申請書が同年七月一日提出された。関係堤防は次の通りである。

中西基点から中野・古川境に至る 五七四間二合 県費負担
 中野・古川境から禎瑞に至る 七五一間四合 県費負担
 古川境から東禎瑞常夜燈に至る 四五五間〇合 地主負担

計長 一七八〇間六合

関係田反別 五七四町二反八畝二四歩

畑反別 一〇町二反五畝〇一歩

宅地坪数 五〇、二三八坪

家屋敷三〇四棟 三、〇四〇坪

これにつき三ヶ村の代表者から七月八日知事宛の上申書がだされた。そしてその末尾に松平家不承諾の理由として「組合に加盟せば組合名義を以て、或は松平家に不利益なる行為をなす哉も難計との理由を以て、組合加盟を拒絶相成候得共、従来神拝村之内大字古川堤防水害防禦仮防工事協議費に対し、数回出資相成候次第も有之候間、加盟相成候は当然なる義と被存候条、相当御処置相成度此段上申候也」と記されてあった。

松平家不同意のことにつき県知事の意をうけて、関係の委員などは更に松平家の代理人豊田と交渉し、大正二年四月二日松平家から同意の承諾書を得、このことはここに円満に解決して、五月一三日水利組合法第一〇条により組合区域が指定された。

愛媛県命令第三七六九号

新居郡神戸村長 久門甚三郎

新居郡加茂川西堤防水害豫防組合を管理すべし

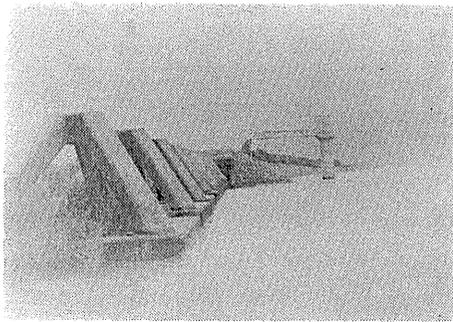
大正二年七月廿五日

愛媛県知事 深町 鍊太郎 印

同日同号で組合規約の設定が許可となった。

水害予防組合が設立されたので、従来必要に応じ、協議費として賦課した経費は、毎年積立金をすることに付とめ、その順調なる運営により、堤防の改修強化に積極的事業をすすめた。県道西條加茂線を補修するについて、神戸地区内の国道から分岐するところから上手、通称松の端までは、加茂川堤防を利用して県道とする案を採用することになったとき、地元負担金の一部をこの水害予防組合から支出した。

河川の荒廢は各地に起っているが、急流である加茂川では特に甚しく、川床は埋没し、舟形附近の市之川谷が加茂川の本流を逆流するような態で合流する部分から下手は、洪水時の水勢が曲流する八堂山のふもとに衝り、左岸の耕地にあふれて、その度毎に被害が甚しい。この水勢を減殺させる方策については、多年考究を重ねておったが、西條市長高橋初次郎や、地元選出県議會議員宮嶋重嘉などを中心とする多数の人々の努力の結果、加茂川兩岸堤防の大改修工事をするようになったのを好機として、松の端（地名）から上流左岸に新しく堤防を築造し、これと同時に川幅の拡張が実行されることになった。この堤防を県道に併用することにより、一層強固なものとなり得るのである。この工事によって、耕地三町七畝歩、宅地四四三坪が堤防並びに河川の敷地となり、家屋一一戸が、取除かれたのであるが、それらに対する補償額は、県当局の評価額は反当一五万円と定められた。この額は、附近耕地の売買される実際の価格に比して甚しく低廉なものであるとの異議申立により、審議の末、調定価格最低反当二七万円と決った。県の評価額と、時価との差額については、地元負担によることになり、西條市および関係受益者が折半同額を支払うことになった。市費負担は予算外義務負担とすることにし、昭和二九年三月二日の市議会で可決せられた。関係受益者負担は、上流堤防の強化されることに伴うものであるから、今後の水防事業運営均衡のために、加茂川西堤防水害予防組合の地域を拡張し、組合費として徴収すべきものと関係者の承認を得、従前の地域の上部低地部全域を組合地区に編入し、負担の平等



加茂川右岸下流の「かすみ堤」
(昭和29年3月竣工)

を期することになった。

地元負担金は、まずその全額を関係者が神戸および橋の両農業協同組合から借入れて支払を完了し、借入金半額宛を西條市および水害予防組合が年賦で償還した。

積年の課題であった川幅の拡張ができた。堤防の強化工事は当初の計画の通り、左岸は中野釜之口から、右岸は武丈から、兩岸の下流に実施されている。それとともに近年土木事業の発達により、工事用として永年沈積した川床の砂利の採取が行われている。しかしながら、堤防の内になお相当広く民有地があり、河川法の改正された後もそのまま放置せられ、樹竹の生茂るにまかせ、あるいは河床さえも雑物の捨場となり、また無断占用が増加して行くことなどは早急に改善すべき必要がある。

上流の船形橋、下流の古川橋などの架設も完了して、洪水による交通上の困難は昔がたりとなったが、河川の管理、清掃取締については、市民の協力により水防の効果をあげなければならぬ。砂利の採取はこれ以上は禁止しなければならぬ現状となった。

中山川

中山川は流末がわずかに西條市域となるのであるが、関係するところは極めて複雑である。慶長の昔、加藤嘉明の領有時代は川の全域が領主の方針によって差配され、加茂川とともに、足立重信の非凡な土木技術によって改修が行われたと見られるが、後、西條・小松・松山三藩の分領時代となつては、水利、水防ともに錯雑した問題が起るの止むを得なかつた。

明治六年（一八七三）は、一月から五月までは雨らしい降り方もなかつたのが、六月三〇日から七月七日まで大暴風雨がつづき、各河川共に氾濫してその被害は甚大であり、中山川も川筋から海岸へかけての堤防の大修繕を要することになった。関係各村がこれに関して協調の上、組合定約が締結された。

定 約

堤防修繕之儀に付、既度々の御布達を恩被し、且今般本庁官員御出張懇諭を辱する等県庁の厚意に浴する豈感戴せざる可けんや、依之左掲の諸村今後更に会盟を設け、保佐を立て相救の義務を全せんと三条の約を確定し、各村惣代を始め数区戸長の調印を以て、後日不変の証左とし、以て少か大庁の御旨に應じ、民心協力の一端を興すと云爾

千時明治七年第六月

第 一 条

一、周布郡中山川筋より下海岸に至り、堤防修繕の方法互に同心協力の事

但し官營の個所目論見下民費の分にして不足夫補部其他民費の個所は約の外とす

第 二 条

一、組合の村名

妙口村、北川村、新屋敷村、玉之江村、今在家村、水見村

右六ヶ村相呼て南組と称す

第 三 条

一、合力の差等

是は自分一等の助勢を受けば、又他へも一等の合力を出す、二等三等準之、而して其術封高を三割して三等の割高とし、又是に一分を加へ二等の割高とし、又是に一分を加え一等の割高とす

第一等

北川村、新屋敷村、氷見村、
玉之江村、今在家新田

第二等

(但し海の費用は省之)

妙口村、今在家本田

是は中山川筋害少きを以て二等とす

第三等

妙口村

是は海岸費用の所のみ

右の条々確守候也

妙口村惣代	菅	吉康
北川村惣代	宇佐美	清三郎
新屋敷村惣代	佐伯	太郎朔
氷見村惣代	森	廣太郎
玉之江村惣代	日野	悦多

今在家村惣代	近藤	誠一郎
三大区二小区戸長	近藤	立身
同 一小区戸長	池原	利三郎
同 十二小区戸長	八木	絢夫
四大区一小区戸長	久門	常衛

これに対して県庁からは、「利害を受ける村々多少可有之、今一層精密取調組合増加不公平無之様」との注意書を加えた入念な許可が出された。
(氷見久門文書)

昭和二四年(一九四九)中山川左岸堤防補強工事が施工された。工費総額七万六千円である。これに対して地元の負担した金額一万六千円は次の通りの比率を協定して関係地区で負担した。

蛭子	一六	氷見	一〇	玉之江	二
広江	一九	小松	一三	合計	一〇〇
北條新田	一七	今在家	二三		

禎瑞海岸

禎瑞は安永年間に西條藩の事業として、奉行竹内立左衛門が完成した新開地である。その堤防工事の完全であることは後世の模範とするところが多い。外堤東北隅の平配工法など、東風当で波浪の衝突部分長さ三四〇間を漸々に高く畳み、海中に入るに随っておもむろに平坦に造り、他の堤のように壁様に積立てるのを避けたことなどは、堤防

保持に重要な設計である。その工事から二十年の後、寛政一一年（一七九九）海の平穩を祈るために、海神大和多津美命を祀る龍神社が、この平配の北端に造られた。

明治二六年（一八九三）は異変の年であった。年のはじめは稀な大雪で、積ること三尺余、夏期は干魃甚しく、更に一〇月には大暴風雨の襲来に因って各所に堤防の決潰があった。禎瑞海岸も龍神社の西方が九四間にわたって崩れ、浸入した海水は住宅の軒を没し、耕地が水底に没すること九十日におよんだ。

大きな帆船に石を積んだものを四隻この切れ口に沈め、数千の人力を動員し、辛うじて復旧した。後、この決潰した位置に記念碑を建てて、当時の惨状を詳細に記し遺してある。

その碑文の中に後人を戒めた辞句がある。

「いかなる高潮波荒れにも心安く思ひ居たるに、図らずもこの災ひに罹れり、今より後も、天災是はかりかたければ、努め忽かせにすべからず」

「天災は忘れた頃にやって来る」という語は、諺として理解できても、真の意味は罹災者でなければわからぬところである。松平家の土地解放により自作地となった後、禎瑞水害予防組合が組織されたが、法の改正により禎瑞土地改良区として運営されることになった。

蛭子、大黒水害予防組合

禎瑞の西方にある蛭子新田、大黒新田は大町組大庄屋の田中、氷見組大庄屋の高橋両

家が協同で築造して以来、この堤防の護持については苦心するところであった。明治末期この地域にも水害予防組合が結成されていたが、いつしか自然消滅の態となり、その名称は存続しない。唯、今はその水防事業については、氷見第三土地改良区に包含して施行されることになっている。

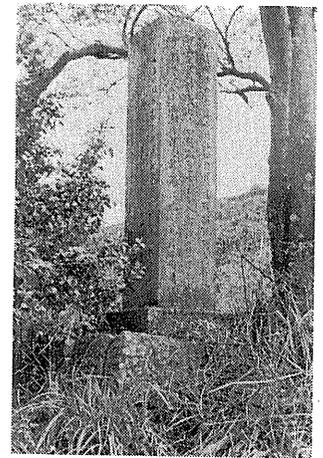
西條市水防協議会

西條市は市の中央部に加茂川の主流があり、西に中山川の河口を受け、東部には小河川であるが事故の多い室川がある。また当市は海岸線が長く、（昭和四二年一月現在の港湾台帳によれば一八、七〇ハメートルとある）前方のひらけた燧灘は遠浅ながらも、風を含んだ波浪が海岸堤防を破壊することもしばしばである。

昭和二四年六月、法律第一九三号により水防法が公布され、水防上公共の安全に重大な関係のある団体と認められた西條市は、同法第四条により愛媛県知事から水防管理団体に指定された。

昭和二八年六月三〇日、西條市水防協議会条例を市議会で定め、その運営に支障のないように準備された。水防協議会は会長は市長とし、水防関係者、市議会議員および学識経験者中から選んだ委員二〇名を以って組織された。水防関係者からは消防機関の長（消防長、消防署長、消防団長）、水防に關係ある市の課長、警察長（市警察の時代は署長ではなく、警察長と呼んだ）、土木事務所長、水害予防組合長、農業並漁業協同組合長、土地改良区理事長を選び、市議会からは議長、警察消防委員長、建設委員長、農林水産委員長を選んだ。

水防活動の事例 昭和二九年九月、西條地方に大きな被害のあった台風十三号の襲来に当り、水防協議会の処置よろしく、損害を最少限度に止めることを得た。



禎瑞堤防に建てられた
罹災戒心の記念碑

このときの水防活動について九月三〇日開かれた市議会で、市職員および西條市消防団に対して感謝状をおくることが決議された。ここに市の職員に対するものを記して当時の状況を伝える。

感謝状

昭和二十九年九月十三・四日の両日に亘り、当地方に襲来した台風第十三号は、未曾有の規模を有する風雨を伴い、河川の氾濫、高潮、激浪等により相当なる被害を齎らし、市民は斉しく惶恐し、その成行に渺からぬ不安を抱いていたのであります。

この時に当り、市職員各位には逸早く水防本部に馳駆し、一糸乱れぬ規律のもと、常時職責を遙かに超越して、大自然の暴威に戦く一家両親妻子の危険をも顧みず、自己の身を賭して、深夜暴風荒れ狂い危殆に瀕した市内各所を東奔西走、敢然と防災に奮闘し、夜を徹して被害を最少限度に阻止された御努力は、正に公務員精神の権化であり、市政の華として、広く市民の感謝措く能わざる所であり、其の業績は永く讃えられるべきものであります。

時恰も九月定例市議会の開会に際し、当市議会は満場一致の議決を以って、茲に其の功績を讃え、奮闘と労苦とに対し深甚なる感謝と尊敬の意を表明する次第であります。

昭和二十九年九月三十日

西條市職員殿

西條市議会議長 星加甚太郎

当地方の自然災害については、古い時代のことは記録もなく不明である。口碑に残るものから近代の庄屋取扱いの書類などにより、また他の既刊の凶書などを参照しながら、比較的に著しいと認められる自然災害を拾いあげてみる。

慶安 二年（一六四九）

大地震

寛文 六年（一六六六）

暴風雨、人畜被害多し

十年（一六七〇）

東豫地方大洪水

延宝 二年（一六七四）

暴風雨、牛馬疫病死畜多し

八年（一六八〇）

洪水、連年の不作に困窮甚し

元禄 九年（一六九六）

旱魃、暴風雨で大不作

一五年（一七〇二）

暴風、洪水相つき被害甚大

一六年（一七〇三）

洪水被害前年におとらず。地震あり

宝永 七年（一七一〇）

高潮襲来、西條城下町浸水被害甚大

享保 元年（一七一六）

大暴風つづき凶作

九年（一七二四）

大旱魃

一七年（一七三二）

多雨、うんか大発生、収穫皆無のところ多し。松山領では筒井村の作兵衛が麦種を保存することに腐心して餓死、義農と称えられることになった年である

一八年（一七三三）

大飢饉、餓死者全国に多く、西條藩では救済事業を起し多喜浜塩田を開く

延享 元年 (二七四四)

加茂川大出水、堤防大缺潰、中野村の壊滅家屋三二棟

寛延 元年 (二七四八)

洪水二回、堤防缺潰

三年 (二七五〇)

大旱魃

宝曆 五年 (二七五五)

旱害と収穫期の雨のため不作、西條藩主松平頼淳の善政談が伝えられる

明和 七年 (二七七〇)

大旱魃

安永 三年 (二七七四)

暴風被害多し

天明 二年 (二七八二)

洪水

三年 (二七八三)

洪水のため人畜死傷あり

四年 (二七八四)

連年の不作によって大いに飢える

五年 (二七八五)

旱魃、暴風収穫著減

六年 (二七八六)

秋大風あり

七年 (二七八七)

大洪水、収穫大減収、米価大暴騰

八年 (二七八八)

大洪水

寛政 二年 (二七九〇)

東豫地方旱害

一〇年 (二七九八)

五月稲出穂して枯死。西條藩は領内の六社および前神寺で豊熟祈禱

一一年 (二七九九)

暴風雨、稲作、人家、樹木損害多大

文化 元年 (二八〇四)

旱魃、洪水二度

文政 六年 (二八二三)

大旱害、大出水

天保 四年 (二八三三)

洪水、加茂川堤防缺潰

天保 八年 (二八三七)

前年来の不作の上に稲大減収 米価暴騰

弘化 三年 (二八四六)

暴風雨、大洪水

嘉永 三年 (二八五〇)

洪水、加茂川沿岸被害多し

五年 (二八五二)

加茂川出水、左岸夢原堤防二二間越し切れ

七年 (二八五四)

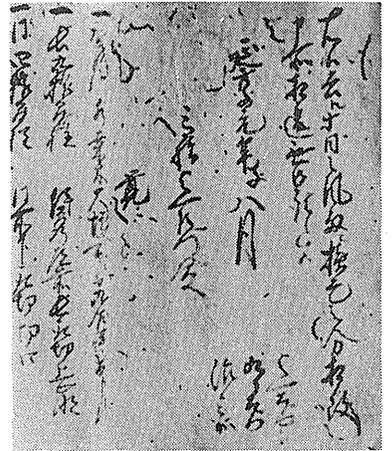
稲作害虫(黒椿象)大発生、悪虫退散祈禱

安政 四年 (二八五七)

地震あり息まぬこと

執行、一月大地震

七日間、竹林に戸を



延享水害報告書 (久門文書)

本書は庄屋から大庄屋へ報告の控書であり倒伏樹の大きさまでも明細に認めてある。壊滅家屋32棟のうち大部分が掘立建築であること等から当時の様相が察せられる。この被害地のあたりは今尚 地下1.5メートルばかりのところ耕土があり、作物等の残骸が発掘されることが多い



水難除祈禱の神礼 (安政4年堤防修築祭典) (久門蔵)
(御所天皇宮の社号別項の参考)

敷き並べて避難

加茂川洪水 上砂・蓼原三ヶ所計一二三間缺潰 死者一六名

前年からつづき、コレラ大流行、病死者多数(保健衛生の項参照)

七年(一八六〇) 一月から四月まで降雨の日多く、麦不作(三月二十八日万延と改元)、七月暴風雨海岸堤防大破

明治 二年(一八六九) 多雨、米大不作、米価暴騰

四年(一八七二) 大洪水、加茂川左岸堤防六ヶ所計一〇三間越し切れ

六年(一八七三) 一月から五月まで降雨なく、六月三〇日から七月七日まで大暴風雨、河川の被害多大

七年(一八七四) 大暴風雨

一二年(一八七九) 西條地方コレラ大流行

一六年(一八八三) 大旱魃、赤痢病流行

一九年(一八八六) コレラ病又々大流行

二三年(一八九〇) 八丁新開の堤防缺潰、海水浸入

二四年(一八九一) 豪雨あり諸川増水被害多大

二六年(一八九三) 一〇月一四日、四国を西から東へ通過した台風により、東豫地方の被害激甚、禎瑞および神拝地域の堤防大壊滅明治天皇の命により片岡侍従が慰問のため来県した

旱害、うんか大発生、稲作大減収

三〇年(一八九七)

三二年(一八九九) 八月二八日から激しい暴風雨となり加茂村荒川山では死亡者五一名、家屋の流失六〇戸

という。西之川山では山崩れなどもあり、西之川鉾山の小屋など埋没したものが多かった。別子鉾山で五一二名の死亡者があるという大被害のあったのもこの時である

三三年(一九〇〇) 八月二四日豪雨あり諸川大出水

三四年(一九〇一) 六月から七月にかけて連続各地に水害を与える豪雨があった

三八年(一九〇五) 八月の台風は風力の弱かったにかかわらず降雨量多く、田畑の浸水甚しく、稲作の被害が甚しかった

四〇年(一九〇七) 二月、九州から本州中部にわたる大雪、中野附近の平地で二尺のものさしが没した。山林農作物の被害激甚

八月台風、被害あり

四一年(一九〇八)

大正 元年(一九一二) 東豫地方大水害。渦井川・加茂川大出水、西條町附近は本町と四軒町の一部を除いて床上浸水無数、竹之巻にあった高等女学校の寄宿舎の生徒を舟で避難させた(当時の警察

官吉野正太郎談話(現松山住))

大正 四年(一九一五) 九月暴風雨。高潮の被害あり

七年(一九一八) 七月、台風による被害甚大、浸水家屋も多かった。市塚附近はわずかに屋根のみ水上に見えた。加茂川堤防は上砂、長丁附近二回缺潰、田面は広範囲に砂礫に埋まり、国道加

茂川橋の一部陥落。この年から翌年へかけてスペインかぜと称せられた悪性の感冒による死亡者多数

神拝村役場全焼

九年（一九二〇） 顕著な台風四度、豪雨による被害がおびただしかった

一五年（一九二六） 大旱魃、畑作物ほとんど全滅

昭和 二年（一九二七） 八月、県内全般にわたり雷雨性の豪雨あり、加茂川はらんらん、流失倒壊家屋多数

三年（一九二八） 八月、台風しばしば襲来、大暴風となって諸川危険、海岸堤防破損

四年（一九二九） 夏期の雨量極少、稲作その他畑作物の被害が著しかった

五年（一九三〇） 五月降雹、中野の舟形附近で、場所によつては積むこと三〇センチに達す

六年（一九三一） 一〇月、台風、漁船の流失、護岸堤防破損

九年（一九三四） 大旱魃。県から補助金交付があり、年度内にそれぞれ早害対策の施設工事完了

九月二一日室戸台風、最低気圧六八四ミリ、東豫地方の風速三〇メートル以上。加茂川大出水、家屋の浸水多数。皇室から慰問見舞金が贈られ、各町村役場を経由して被害者に分与

一六年（一九四一） 八月、暴風雨、西條附近水田冠水の被害が



降雹の被害（昭和5.5 中野舟形にて写）
骨ばかりになった傘を見せる 前方の作物は「たかな」の被害状態（旧神戸村農会の記録写真複写）

多かった

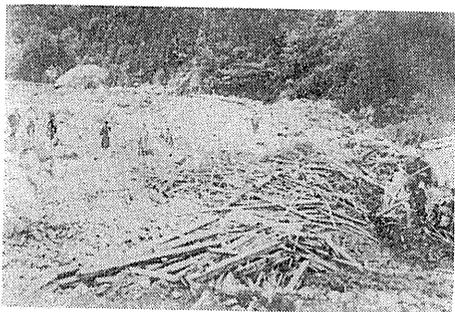
一八年（一九四三） 七月、九月二度暴風雨

二〇年（一九四五） 九月一七日台風襲来。鹿児島県枕崎附近に上陸したので枕崎台風と呼ぶ、上陸地附近の最低気圧六八七ミリ、松山附近の瞬間最大風速四二・一メートル、伊曾乃神社社叢などの大木なども数多倒覆した。稲は開花中であつたため、早稲の外全滅

一〇月一〇日、阿久根台風襲来、豪雨を伴うて大被害あり

二四年（一九四九） 六月デラ台風が来襲した。雨量はあまり多

くなかったが、時速六〇キロで接近してきたことにより、風力が強く海上の大災害を起した。川崎汽船門司高浜航路の青葉丸が瞬時に転ぶく一四〇名の犠牲者が出たのもこの時であつた



室戸台風の被害
大生院保野の山崩れによって全壊した家屋
左の大石の上に犬の死骸があつた
（作者不明、久門保存の写真複写）

二五年（一九五〇）
二六年（一九五一）

この年は台風襲来が相ついで起り、九月一四日、キジア台風が愛媛県に大被害を与えた
七月一日、ケイト台風が東豫地方に水害をもたらした。一〇月一四日、ルース台風により、大保木の森山附近を中心に四〇〇ミリを越す降雨があつた。佐田岬燈台で、最大

風速六八・九メートルを観測した。この台風で伊曾乃神社の松の大鳥居が折損した（この災害により、その復旧困難を理由として、鉄筋コンクリート造の鳥居が出現することになった）

二七年（一九五二） 一月二十五日夜半、本町三丁目から出火、北町、梅之巻に延焼、三六世帯、二〇七名の罹災者を出した

三月二三日から二五日の暴風により、瀬戸内各地沿岸に高潮襲来被害甚大（写真）
二八年（一九五三） 六月と九月水害、七月より八月まで三六日間降雨なし

二九年（一九五四） 大被害を生じた台風が次々と発生した。市役所職員らが対策活動により市議会から感謝を受けるようなことがあった（別項）。世界の海難史上に記録される洞爺丸沈没のあった年である

三二年（一九五六） 九月一〇日台風一二号、石鎚山の雨量八〇〇ミリに達し、沿岸に高潮があった
三三年（一九五七） 八月と九月台風、風速は弱かったが雨量多く水害があった

（以下略）



高潮被害復旧工事の一部
西條新堀樋門（昭和29年5月竣工）
（市役所記録写真）